

## 地域森林計画(案)及び地域森林計画変更計画(案)に係る 意見募集（パブリックコメント）の結果について

### 1 意見募集の実施状況

#### (1) 募集期間

令和3年11月2日(火)～令和3年12月2日(木)

#### (2) 募集方法

ア 県庁行政情報センター及び県民室、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県立図書館における閲覧

イ 県ホームページへの掲載

#### (3) 意見提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールによる。

### 2 意見件数

区分	郵便（持参）	ファクシミリ	電子メール	計
件数	5	0	0	0

### 3 意見の内容

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
1	<p>民有地の森林における詳細な現状の実態調査を行って公表し、その上で民有地の現実に即した森林計画書を作成すべき。</p> <p>「民有林の転売」「譲渡の名を借りた民有林の所有者名義変更」の実態を調査把握し、その上で乱伐や太陽光発電施設の設置が無計画に行われている現状を理解して森林計画書を作成すべき。</p>	<p>計画の樹立に当たっては、衛星画像や関係資料などにより伐採や林地の開発の状況等を調査し、森林面積や資源量などを公表しております。</p> <p>また、森林の土地所有者届出制度により市町村から提出があった保安林の森林所有者情報などにより、森林所有者の確認をしているところです。</p> <p>引き続き、必要な調査等を行い、地域森林計画を作成していきますので、今後も、御意見、御提言を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	C

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
2	<p>木質バイオマスに関する問題点が多く指摘され、告発本のような書籍も一般発売されている。「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針(第2期)」に即し、と記述するだけでは無く、木質バイオマス発電そのものに不信の目が注がれている現状を踏まえた記述を行うべき。</p>	<p>本計画は、森林整備の目標や施業の方法・基準等を定めるものであり、木質バイオマス発電に対する考え方等については、計画書への記載はなじまないものと判断しました。</p> <p>なお、県では、木質バイオマスエネルギーの適切な利用の促進については、重要な取組事項の一つとしておりますので、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p> <p>今後も、御意見、御提言を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	D
3	<p>実際に「流木捕捉式治水ダム」と「流域治水」とは現実的に連携できるのか、そこに矛盾は生じないのか、ケースバイケースの現実を踏まえた記述を行うべき。</p>	<p>本計画は、森林整備の目標や施業の方法・基準等を定めるものであり、様々なケースを踏まえた流域治水に関する詳細な内容については、計画書への記載はなじまないものと判断しました。</p> <p>なお、治山事業の実施に当たっては、対象とする地域の荒廃状況などを調査し、関係機関と十分な調整を行い、整備目標を定めた上で実施しているところです。</p> <p>今後も、御意見、御提言を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	D
4	<p>四十四田ダムをはじめとするダムの底に堆積している堆砂の増加によってダム機能が低下し、「災害に対して弱いダム」と化している問題と、森林の治山事業との関わりについての記述があまり見うけられない。</p> <p>現状認識を踏まえた森林計画を作成すべき。</p>	<p>本計画は、森林整備の目標や施業の方法・基準等を定めるものであり、堆砂の増加によるダム機能の低下と治山事業との関わりについては、計画書への記載はなじまないものと判断しました。</p> <p>なお、治山事業の実施に当たっては、対象とする地域の荒廃状況などを調査し、関係機関と十分な調整を行い、整備目標を定めた上で実施しているところです。</p> <p>今後も、御意見、御提言を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	D

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
5	西和賀町で発生している「地すべりによる道路不通」のような地すべり災害は、今後も多発すると予想されるので、治山事業の面からどういった対策が可能なのか、具体的にケースバイケースで記述すべき。	<p>本計画は、森林整備の目標や施業の方法・基準等を定めるものであり、地すべり災害対策に関する具体的な内容については、計画書への記載はなじまないものと判断しました。</p> <p>なお、治山事業の実施に当たっては、対象とする地域の荒廃状況などを調査し、関係機関と十分な調整を行い、整備目標を定めた上で実施しているところです。</p> <p>今後も、御意見、御提言を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	D

【参考】反映状況の区分

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）